

## 男鹿市告示第142号

男鹿市技術アドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和7年12月22日

男鹿市長 菅原 広二

### 男鹿市技術アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会インフラに係る国の動向及び社会情勢などについて専門的な知見から本市の社会インフラの長寿命化計画をより一層推進するため、専門的知識、経験等に基づき支援及び助言を行う男鹿市技術アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について支援及び助言を行う。

- (1) 本市の社会インフラ長寿命化計画に関すること。
- (2) 市職員に向けた社会インフラの管理研修等の人材育成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会インフラ長寿命化の推進に関し必要と認められること。

(遵守事項)

第3条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 アドバイザーは、専門的立場から公平性をもって職務を実施するものとし、自己の利益を図ることを目的とした支援及び助言を行ってはならない。

(委嘱)

第4条 アドバイザーは、社会インフラの長寿命化に関し専門的な知識及び豊富な経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委嘱する分野は、道路維持管理分野とする。

3 アドバイザーは、男鹿市職員の身分を有しない。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、委嘱された日の属する年度の翌々年度末とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(報酬)

第6条 アドバイザーに対する報酬は、無報酬とする。

(旅費)

第7条 アドバイザーが職務を行うため旅行するときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額については、男鹿市職員等の旅費に関する条例（平成17年男鹿市条例第46号）の規定を準用する。

(用品の支給)

第8条 市は、アドバイザーに対して、予算の範囲内において、次に掲げる用品を支給する。

(1) アドバイザーの名刺

(2) アドバイザー活動に必要なもの

(解嘱)

第9条 市長は、アドバイザーが、次の各号のいずれかに該当すると認められる時は、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 解嘱の申出があったとき。

(2) 心身の故障その他の理由により、その職務を遂行することが困難であると判断したとき。

(3) アドバイザーの職に留まらせておくことが、社会通念に照らして著しく不合理であると判断したとき。

(4) 委嘱の必要が無くなったとき。

(庶務)

第10条 アドバイザーに関する庶務は、建設課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月22日から施行する。